

平成27年11月19日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸報告	7
委員長報告	8
管理者提出議案の報告	11
管理者の挨拶	11
一般質問	13
議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第 10号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第 11号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第 12号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第 13号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
閉 会	41

秩広組告示第15号

平成27年第3回(11月)秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月12日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成27年11月19日(木) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成27年11月19日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成27年11月19日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 委員長報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第 9号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第10号 工事請負契約変更契約の締結について
- 第10 議案第11号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第13号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	小櫃	市郎	議員	8番	荒船	功	議員
9番	内藤	純夫	議員	10番	大野	伸恵	議員
11番	大野	喜明	議員	12番	大澤	徑子	議員
13番	岩田	務	議員	14番	大島	瑠美子	議員
15番	神田	武	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
福島	弘文	副管理者
富田	能成	理事
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
木村	健一	監査委員
森	真太郎	事務局長
梅澤	茂	消防長
町田	達彌	会計者
平沼	邦夫	事務局兼 事務次長兼 会計課長
坂本	哲男	消防本部 次長
赤岩	和彦	消防署長
吉岡	康明	専門員兼 指令課長
大澤	保夫	専門員兼 予防課長
富田	豊彦	管理課長

柳井戸	直樹	福祉保健課長
森下	今朝八郎	業務課長
野澤	好博	クリーンセンター長
今井	祐二	環境衛生センター長
小林	幸一	総務課長
山口	亮一	警防課長

職務のため出席した事務職員

富田	豊彦	書記長
千嶋	浩	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

**議長（小菅高信議員）** ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**議長（小菅高信議員）** 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

**議長（小菅高信議員）** まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました神田武議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

**千嶋 浩書記** 朗読いたします。

15番 神田 武 議員

以上です。

**議長（小菅高信議員）** ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、神田議員、ご挨拶をお願いいたします。

（15番 神田 武議員登壇）

**15番（神田 武議員）** おはようございます。小鹿野町議会の神田武と申します。よろしくお願いたします。（拍手）

○会議録署名議員の指名

**議長（小菅高信議員）** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

3番 木村 隆彦 議員

4番 落合 芳樹 議員

5番 山中 進 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

**議長（小菅高信議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

**議長（小菅高信議員）** 次に、諸報告を行います。

まず、議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。11月5日付、小鹿野町選出の黒澤光司議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員及び特別委員会委員の指名についてご報告いたします。小鹿野町から新たに選出されました神田武議員については、委員会条例第5条第2項の規定により閉会中に議長において、厚生衛生常任委員会委員及び水道広域化調査特別委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

なお、水道広域化調査特別委員会副委員長が欠員であります。次の休憩中に第1会議室において委員会を開催し、副委員長を互選いただき、その結果を議長までご報告願います。

次に、管理者から平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計継続費の精算について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

（木村健一監査委員登壇）

**木村健一監査委員** おはようございます。監査委員の木村でございます。例月出納検査の結果及び定例監査の結果について、ご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成27年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金によりまして保管されており、通帳、証書等

の管理も適切でありました。

なお、平成27年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億1,039万2,774円であることを確認いたしました。

次に、定例監査についてご報告いたします。平成26年度及び27年度における秩父消防本部予防課、警防課、秩父消防署4分署の事務事業の執行状況及び業務の管理運営状況等について監査を実施いたしました。実施に当たりましては、監査に関する資料の提出を求め、各所属長から説明を受けました。これら監査の結果、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認められました。細部につきましては、お手元に配付されております結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

**議長（小菅高信議員）** 以上で諸報告を終わります。

#### ○委員長報告

**議長（小菅高信議員）** 次に、議会閉会中の審査事項として水道広域化調査特別委員会に付託してあります水道事業広域化による共同処理に係る調査研究についてを議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

落合水道広域化調査特別委員長。

（水道広域化調査特別委員会委員長 落合芳樹議員登壇）

**水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員）** 水道広域化調査特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております水道事業の広域化による共同処理に係る調査研究につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、7月定例会で委員長報告を行いました後、2回の委員会を開催いたしました。平成27年7月29日の第7回委員会では、水道事業広域化における経費等について、秩父市水道部広域化準備室から説明を受けました。まず、収益的収支の黒字を維持していくため、2年続けて赤字になる段階で料金改定が必要になること、次に一定の運転資金の確保として、平成25年度の圏域全体の状況から積算し12億円を確保していくこと、最後に起債残高の最高額を過去最高額の115億円を超えないこと、この3点の条件を設定しシミュレーションし、健全経営を図っていくとのことであります。建設改良費では、現時点では254億円分の工事をしなければならないものを含め、917億円の費用が必要となるとのことでした。統合後の10年間では333億円の工事費用が必要になりますが、このうち3分の1の111億円が国庫補助金として交付される計画とのことで、残りの3分の2を自主財源で行うということでした。

説明に対する質問では、2年続けて赤字になる段階で料金改定が必要になるとのことであるが、料金の改定率と改定幅は計画どおりなのか、また値上げ幅を抑える努力は考えているのかという質問に対し、計画はあくまでも最悪のケースを想定しているものであり、必ず値上げになるというこ

とではなく、もちろん経営努力をしながら運営していく上で必要な場合には料金改定を行うという答弁がなされました。

また、10年間の工事費用のうち3分の1が補助金ということだが、残りの3分の2は自主財源になると思うが、一般会計から繰り入れはどれくらいかとの質問に対し、残りの3分の2については一般会計からの繰入金と起債及び自主財源になるが、一般会計からの繰入金は法的には3分の1が認められており、そのうち2分の1が交付税措置されることから、構成市町と調整を図りながら健全な経営に努めたいとの答弁がなされました。

平成27年9月25日の第8回委員会では、統合に係る進捗状況についての調査と組合議会常任委員会の所管事項について調整を行いました。統合に係る進捗状況については、各専門部会で進めている事業ごとに説明がありました。一番大きなものとしては、維持管理専門部会が担当している広域水道創設認可に係る事前協議申請を8月11日に厚生労働省に提出したとのことであります。総務専門部会の水道事業に係るネットワークの整備については、整備するネットワークの検討が終了し、業者選定を行う段階であること、例規整備については業者と契約し、整備を進めているとのことであります。経理専門部会の担当の統合後の契約業務については、埼玉県電子入札共同システムを利用して業務を行っていくことを前提に準備を進めているとのことで、平成28年度予算編成については、現在入力を行っており、10月から予算査定を行うとのことであります。業務専門部会担当の水道料金の包括的業務委託については、プロポーザル方式による業者選定を行うため、8月26日に選定委員会を立ち上げて準備を進めているとのことであります。給水装置専門部会では、指定給水装置工事事業者に対する工事申し込み等手続変更説明会を9月末から順次行っていくとのことで、管路のマッピングシステムの構築については、現在構築を進めているとのことであります。工務専門部会では、国庫補助金の申請事務について準備を進めておまして、予定では9月末に提出できるよう進めているとのことであります。

説明に対する質問では、プロポーザル方式による包括業務委託とのことだが、プロポーザルに参加する業者はどれくらいあるのか、また契約期間は何年の予定かとの質問に対し、指名参加願の提出されている業者から25社を選定し、8社から承諾の希望があった。契約期間は5年を予定しているとの答弁がなされました。

窓口業務を委託した場合、申請の窓口は1カ所になるのかとの質問に対して、各事務所の窓口で対応できるよう考えたいとの答弁がなされました。

また、電子入札システムの導入に当たり、システムに対応できない小規模事業者に対する対応についても検討されたいとの意見も出されたところでもあります。

次に、常任委員会の所管事項につきましては、新たに広域組合の事務事業に水道事業が加わることになるため、常任委員会の所管を決めたいということでありました。調整を行った結果、厚生衛生常任委員会の所管とするということに決定いたしました。

なお、委員会の今後の予定としましては、12月17日に第9回の委員会を開催し、引き続き調査を進めていくことを申し上げまして、委員長報告といたします。

**議長（小菅高信議員）** 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

5番、山中議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。2点ほどお聞かせください。

ある自治体では、非常にこの水道の……

（「あるってどこ」と言う人あり）

**5番（山中 進議員）** 小鹿野町です。多くの方の署名があつたり、深夜にまで及ぶ議会が、この水道事業の広域化について非常に真剣な議論がされたという話を伺っておりますけれども、そのことについて意見や問題が出なかったのか。

もう一つは、もう早速予算化の事業に入っているということも今報告ありましたけれども、こうしたときに各市町の一般会計からどのような形でそれが繰り入れされるのか、そういう細かいことまでわかったら教えてください。

それから、大きな問題として広域化覚書協定まで結ばれて、事務を引き継ぐ広域市町村圏組合ですけれども、秩父市が約30億も借金があると、起債という言葉使ってくださいということなのですが、そういった他町の住民の皆さんにそういったものをかぶさった形での料金の値上げというお話がありましたけれども、そういった解決しないで、そのまま2年ほど赤字になるから料金の値上げについてというようなお話があったのですけれども、そのことについて3点お願いします。

**議長（小菅高信議員）** 落合委員長。

**水道広域化調査特別委員会委員長（落合芳樹議員）** 山中議員のほうから3点、委員長報告に対しての質問がありましたが、その3点、まず1点目、小鹿野町の議会のこと、それから2点目、一般会計から繰り入れのこと、3点目が起債、特に秩父市では30億円とか、そういう、このことについては特に特別委員会の中では意見とか、そういったものはなかったと思います。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ありませんでしたと、いいですか。

**5番（山中 進議員）** いいです、議案まだありますから。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質問のある方は委員長に質問してください。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

議長（小菅高信議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道広域化調査特別委員会において、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。  
水道広域化調査特別委員会副委員長、神田武議員、以上であります。

○管理者提出議案の報告

議長（小菅高信議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第423号

平成27年11月19日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第 9号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 工事請負契約変更契約の締結について

議案第11号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）

議案第13号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 広域議員の皆様、おはようございます。小菅議長からお許しいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶を申し上げ、そして議案説明に入らせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともども大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、圏域内4水道事業の統合につきましては、先ほど落合特別委員会委員長の報告のとおり、いろんな活動をしておりますが、これも議員、また理事の皆様のご理解とご協力があったからこそでありまして、この件につきましても7月28日付で埼玉県知事から、本組合理約の変更の許可をいただいたところであり、来年4月1日の組合の事務として開始できるよう、今準備を着々と進めておるところでもございます。本日定例会終了後開かれる全協で準備事務の進捗状況を報告させていただくこととしておりますので、広域議員の皆様にはどうぞよろしくお願いをいたします。

10月30日付の自治日報の記事に、厚生労働省の水道事業基盤強化方策検討会の記事が載っていました。この中で、水道事業等許可権限の都道府県への移譲に当たって示された事務局案では、権限移譲の要件として広域化やダウンサイジング等の方針を示す計画策定のほか、水道事業管理者の有資格者1人以上を含む専任職5人以上の確保などを提示と書かれております。本圏域では、今回水道事業の広域化を決め、先ほど申し上げました来年4月1日からの事業開始に向けて取り組んでいるわけですが、この記事を見たときに、このことが県との連携を深めていく上でプラスになるのではないかと期待を持ったところでもございます。いずれにしましても、繰り返しになりますが、来年4月1日には確実に本組合の事業として水道事業をスタートできるよう、万全を期しておりますので、議員、また理事の皆様におかれましては重ねてご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上、水道の広域化の話でございました。

本日執行部でご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。

**議案第9号** 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

**議案第10号** 工事請負契約変更契約の締結は、新火葬場建設工事に係る追加工事に伴う変更契約を締結したいため提案するものでございます。

**議案第11号** 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うため提案するものでございます。

**議案第12号** 平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)は、歳入では平成26年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正を、歳出では人件費等、これら所要の補正を行いたい

ため提出するものでございます。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、監査委員のうち識見を有する者の任期が11月30日で満了となることから、その後任の委員を議会の同意を得て選任したいため提案するものでございます。

以上、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、この後各担当の者から順次説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただき、ご同意、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これから年末を迎えまして、各市町の12月定例会が始まるところでございます。議員各位におかれましては何かとご多忙のところとは存じます。どうか健康には十分にご留意いただき、一層のご活躍をされ、市町のご発展を初め本圏域全体がますます発展するために、ご尽力賜りますよう心からお願いを申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。では、本日よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○一般質問

**議長（小菅高信議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げますが、質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるように特にお願いを申し上げます。

それでは、発言を許します。

3番、木村隆彦議員。

（3番 木村隆彦議員登壇）

**3番（木村隆彦議員）** おはようございます。3番、秩父市議会の木村でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先日、秩父市議会の会派の視察で徳島県上勝町を視察しました。内容は、葉っぱビジネスの取り組みについてであります。葉っぱビジネスといえば全国的にも有名な地域であります。その上勝町は人口が1,700人の町で、町内には消防署がございません。火災が発生すると、役場に電話がかかってきて、自衛消防団が出場し、火災を消火するそうです。また、当然救急車もなく、職場の職員が搬送するそうです。今の時代にこのような地域があるということを知りましたら、本当に非常に驚いた次第でありました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。1として、消防分署統合後の状況について伺います。今年の3月に4番目の西分署の運用が始まり、今までの7分署が4分署に統合され、はや8カ月が過ぎようとしています。そこで、(1)として、同時出場について伺います。東分署を除

く3分署では救急車が2台配備され、同時出場に対しても対応されていると思いますが、4分署に統合されてからの同時出場の状況について伺います。また、同時に3台出場という場合についても伺いをいたします

次に、(2)として、皆野秩父バイパスが現在建設中であり、尾田蒔の国道299号線までの延伸が予定をされています。開通時には、各分署が火災出場区域や救急出動区域の変更が考えられますが、開通までにはどのような対応がされるのか伺います。

次に、大きな2として、防災ヘリ及びドクターヘリの要請について伺います。最近の三峯神社では、毎月一日の気守を求めて多くの方が訪れています。また、休日には駐車場に入る車で渋滞状態になっています。このような状況で、急病人が出た場合に、防災ヘリやドクターヘリを要請する場合は、どのように要請されるのでしょうか。南分署から三峯神社まではかなりの距離があり、道路も狭隘でかなり時間をかけて救急隊が到着します。到着後、救急隊の判断により要請をされるのでしょうか。また、通報があった時点で要請した場合、救急隊よりもヘリのほうが速く到着されてしまうのではないのでしょうか。ヘリが到着しても、南分署から来る救急隊を待たなくてはなりません。到着後、救急活動に入るのでしょうか。どちらにしても搬送するまでに1時間から、渋滞をしていれば2時間はかかるのではないのでしょうか。そのような状況を考えると、もう少しよい手段はないのか、伺いをいたします。

次に、大きな3として、火災や救助活動におけるドローンの活用について伺いをいたします。ドローンというと、15歳の少年が長野県善光寺の境内に落下させ、マスコミ等で放送され、危険なものとして扱われてきました。しかしながら、最近ではドローンを災害時の救援活動として活用されているところもあります。秩父地域は山間部で、広範囲な面積を有しています。今後秩父地域としてドローンを活用することは必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

**議長（小菅高信議員）** 3番、木村隆彦議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（梅澤 茂消防長登壇）

**梅澤 茂消防長** 3番、木村議員の質問についてお答えをさせていただきます。質問の答弁が前後してしまうこととお許しをいただきたいと思います。

私からは、1の消防分署統合後の状況について、(2)、皆野秩父バイパスが開通したときの出場体制についてお答えをさせていただきます。議員さんのおっしゃるとおり、平成27年3月3日、統合分署の最後の分署でございます西分署が運用を開始したところでございます。消防分署の統合では、分署の位置が変わることにより、それぞれの分署運用開始前までに出場区域の見直しを行うためのプロジェクト委員会をその都度編成をいたしまして、道路状況、距離、走行時間、各署の出場件数等を総合的に検討をさせていただきます。各災害に対応する新体制で運用しているところで

ございます。

ご質問の皆野秩父バイパスですが、現在の工事の進捗状況を西関東連絡道路建設事務所に確認をいたしましたところ、新皆野橋から蒔田地内の国道299号線接続までの4.9キロメートルが工事中でございまして、平成28年度の完成を目指し工事が進められているとのことでした。このバイパスが開通しますと、蒔田地内の国道299号線の終点から北分署は約6キロメートル、本署は約5キロメートル、西分署は約9キロメートルの位置関係となります。終点地域周辺への出場は、距離的には本署が一番近いのでございますけれども、道路状況を考えますと、北分署も時間的短縮が見込まれるところでございます。今後開通までにプロジェクト委員会を編成し、各分署運用開始前と同様、さまざまな角度から調査検討し、火災、救急、救助に対応する万全な出動体制を考えていきたいと考えております。

なお、他の質問につきましては、担当者よりお答えをさせていただきます。私からは以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 警防課長。

（山口亮一警防課長登壇）

**山口亮一警防課長** 3番、木村議員のご質問について、私から1、消防分署統合後の状況についての

(1)、統合後の救急における同時出場の状況について及び2、防災ヘリ、ドクターヘリの要請についてお答えいたします。

初めに、(1)、統合後の救急における同時出場の状況について説明いたします。統合分署は、開署年度が異なりますので、各分署ごとに説明させていただきます。北分署は、平成24年8月1日に開署となり、平成27年10月31日まで3年2カ月で3,180件の救急出場がありました。うち同じ時間帯に2隊出場したのが439件で、2隊出場中に本署または分署から出場したのが146件です。次に、南分署が平成25年12月10日に開署し、1年10カ月で1,336件の救急出場がありました。うち同じ時間帯に2隊出場したのが173件で、2隊出場中に本署または分署から出場したのが41件でした。最後に、西分署ですが、平成27年3月3日に開署し、7カ月が経過しました。471件の救急出場がありました。うち同じ時間帯に2隊出場したのが59件、2隊出場中に本署または分署から出場したのが10件でした。

平成26年1年間で見ますと、北分署954件、同じ時間帯に2隊出場したのが121件、2隊出場中に本署または分署から出場したのが52件、南分署は725件の救急出場です。同じ時間帯に2隊出場したのが100件、2隊出場中に本署または分署から19件の出場がありました。西分署については、今年開署しましたので、平成26年の出場はありません。今後も、このような複数出場が考えられますので、スムーズな救急業務が遂行できるよう努めてまいります。以上でございます。

次に、防災ヘリ及びドクターヘリの要請についてご説明させていただきます。初めに、防災ヘリ要請ですが、県内28全ての消防本部が埼玉県消防航空隊運営管理要綱に基づいて要請をしております。

す。当消防本部の主な要請事案は、登山者の滑落等による山岳救助、河川、ダムでの水難救助、林野火災の消火となっております。

次に、ドクターヘリ要請ですが、防災ヘリ要請同様、県内28全ての消防本部が埼玉県ドクターヘリ運航要領及び症状別重症度、緊急度判断基準に基づいて要請しております。具体的な事案としては、脳血管障害、心疾患、多発外傷、重症熱傷、周産期救急患者等、生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるときの送例となっております。要請方法としては、指令課員が119番受診内容から判断して、救急車の出動と同時に要請する方法、指令課からの指令内容を聞いて、救急隊長が現場到着時前に要請する方法、救急隊が傷病者と接触し、観察後の判断で要請する3つの方法に分かれております。

ドクターヘリと救急隊の連携活動についてお話いたします。埼玉県では、ドクターヘリ着陸場所でヘリと救急隊が合流する方式をしています。救急隊が傷病者接触後、バイタル測定等必要な観察や処置を実施し、観察結果をフライトドクターへ無線連絡し、その傷病者の情報からフライトドクターは傷病者の状態を把握し、診察準備に入ります。ヘリ着陸後の傷病者の初期診療と処置は、救急車内で実施し、ヘリで救命センターへ搬送するか、救急車で秩父管内の病院へ搬送するか決定されます。また、ドクターヘリ重複要請時の対応として、埼玉県と群馬県で相互連携の協定を締結し、平成27年3月25日から相互に相手県のドクターヘリに対して出動を要請できるようになりました。運行開始から10月31日までの間で、当消防本部が群馬県ドクターヘリを要請した件数は7件となっております。また、山岳救助事案では、救助を求めている者が重症であるケースが多いことから、防災ヘリとドクターヘリを同時要請するなど、救出から早期に医師による初期診療をすることを目的として途切れのない活動を目指して取り組んでおります。また、遠隔地につきましては、今後ドクターヘリを運航している埼玉県医療整備課、基地病院であります埼玉医科大学総合医療センターと関係機関と検討、協議していきたいと思っております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 消防署長。

（赤岩和彦消防署長登壇）

**赤岩和彦消防署長** 3番、木村議員の質問について、私からは3、火災や救助活動等におけるドローンの活用についてお答え申し上げます。

ドローンなどの小型無人航空機は、産業用から玩具用まで、さまざまな分野で急速に普及しております。災害時では、昨年発生した広島市の土砂災害や御嶽山の噴火での捜索に活用されております。現在消防として和歌山県の田辺市消防本部が山林、河川、海岸など周囲に人がいない場所での活用を基準としてドローンが導入されております。なお、このドローンは寄贈によるものと聞いております。また、総務省消防庁では、大規模な地震や土砂くずれなどの災害現場において、早期に上空から画像による情報収集を行い、災害の実態を把握し、効率的、効果的な活動を実施するため、

高性能カメラや赤外線カメラなどを搭載した小型無人航空機の実用化に向けて研究を進めております。

当圏域での活用につきましては、林野火災での現場の状況把握あるいはさまざまな災害現場での情報収集を初め、医薬品や食料などの物資搬送、山岳救助での遭難者の捜索、救助ルートの確認、上空からスピーカーによる呼びかけや火災予防広報等に活用できるかと考えられます。しかしながら、ドローンについては通信途絶、気象変化、機械トラブルなどでの操縦不良による墜落等の問題もございます。このため国において市街地での飛行と安全な運行に向けた法整備が進められていることから、今後の動向に注視しながら調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、参考までですが、県内28消防本部で導入しているところは現在ございません。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 3番、木村議員。

**3番（木村隆彦議員）** 3番、木村でございます。各般にわたりご答弁をいただき、まことにありがとうございます。

まず初めに、同時出場の件ですが、統合される前の議事録を見ますと、やはり同時出場について心配された記録が残っておりました。そのため東分署以外で4人の救急隊を専属で持たれるというふうなことは、今の状況を考えると非常によかったのではないかと、統合後のメリットが実現できているのではないかというふうに思っております。よい結果ではないかというふうに思います。

次に、皆野秩父バイパスの延伸後の関係ですけれども、プロジェクト委員会に委ねるというふうな答弁をいただきました。本当にこれでいいかと北分署ですが、その行動範囲というか、エリアがかなり広くなってくるのではないかというふうに思います。そのことによって、北分署の充実ということも必要になってくるのではないかというふうに思っております。今後人口統計、そうした世帯数、事故件数等を調査して調べていただければいいかと思うのですが、今から考えていかないと、本当に開通してからどういふふうに動こうかといっても困りますので、ぜひプロジェクトチームの委員会のほうにお願いをいたしまして、すばらしい区域ができればいいのかというふうに思っております。

続きまして、三峯神社の場合なんです、これ三峯神社の神職さんが今年1度ありまして、脳梗塞だったか何かで倒れて、救急車が来るまでに非常に時間がかかったと、それで秩父まで来て転院搬送をされたというふうな事例がありまして、やはりそういった中でドクターヘリとの連携というのでも必要ではないかというふうに思います。また、大滝には大滝診療所もありますが、そういった中で何かもう少し早い時間帯にできる対策があればいいのではないかというふうに思います。今、三峯神社でいいますと、本当に以前の三峯神社と違いまして、観光客もかなり多く来ていますし、イベント等も開催を、秩父の紅葉まつりですか、イベント等も開催されておまして、本当に多くの人たちが来ておりますので、そういった人たちの安全安心というふうなことも、ぜひとも検討し

ていただければありがたいのではないかとこのように思います。

最後に、ドローンの関係なのですが、10月5日に佐賀県武雄市武雄署では大地震を想定した被災者の救出を目的としたドローンを利用した災害訓練を実施しました。カメラを搭載したドローンが被災地の被災者の様子を撮影し、署員に映像を送信する形で行われました。モニターに映し出されている現場の様子を署員がチェックし、被災地に向かう署員に対して、被災者の様子や現場までの移動経路など、無線で指示を行いました。秩父地域でも、昨年大雪により孤立した地域がありました。そんなときにドローンを活用して軽量の物資を運ぶことも可能ではないかとこのように思います。最近ではAEDを運ぶというふうな話も出てきておりますので、今後ドローンの活用についてはドローン自体をかなりよく研究し、いろんな活用ができるように研究が進められておるので、ぜひそういったものになれるためにも秩父地域としてもそれを活用するのはいいのではないかとこのように思います。そこで、秩父地域でも導入することに対して管理者にお伺いをいたします。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 私は、ドローンに関してはかなりいろいろな要素があって、期待をしているものでもあります。特に今佐賀市の事例を聞きまして、私自身もちょっとそれ存じ上げなかったことで、勉強になりました。私は、全く話は変わるのですが、先日ユニオンエースの太陽光発電所を視察したときに、あれは平面的な写真ですと全然撮れないと思うので、ドローンで飛ばすと全部それがわかるということで、そういうようなことで観光面とか環境面とか、消防とか広い範囲でドローンの、秩父地域の特殊性から考えれば有効性があるのだというふうに改めて思っています。

ですから、今ちょっと議員さんからの言葉でひらめいたのが、定住自立圏構想のようなところで、それは観光とか全てが一括した中でドローンの有効性、そこにももちろん消防も入れてですけども、そういうふうな活用を研究するところをつくったらどうかというふうにも思います。それとともに、行政ということとともにもう一つ商工会議所とかJCですね、あの辺の若い方々、また多職種の方々がドローンの活用ということに関しては研究していただければ、非常にいいかというふうに思います。とにかく繰り返すようですけども、地域特性の上ではドローンの有効性は私もそう考えておりますので、議員さんのご質問をもとにして、また考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

**議長（小菅高信議員）** 3番、木村議員。

**3番（木村隆彦議員）** 3番、木村でございます。ご答弁いただき、ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただければというふうに思います。

秩父商工会議所では、先日吉田の元気村でドローンの飛行訓練を行ったというふうに聞いておりますので、そういった方々にも情報をぜひお聞きしながら進めていただければ、ありがたいという

ふうに思います。

以上で木村隆彦の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（小菅高信議員）** 3番、木村隆彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** これより議案審議に入ります。

議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（町田達彌会計管理者登壇）

**町田達彌会計管理者** それでは、議案第9号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。なお、決算額につきましては1,000円未満切り捨てでご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。平成26年度一般会計歳入歳出合計表でございます。歳入額は44億451万2,000円、歳出額は41億1,602万5,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億8,848万6,000円でございます。このうち、継続費通次繰越額及び繰越明許費の合計額が2,577万4,000円でございますので、差し引き平成27年度へ繰り越す実質収支額は2億6,271万2,000円でございます。平成25年度と比較すると、歳入額で6億6,761万1,000円、歳出額で5億2,550万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に要する経費の減額によるものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。一般会計の決算事項別明細書の歳入に係る部分でございます。数字につきましては、収入済額でご説明申し上げます。

まず、第1款分担金及び負担金です。全額市町負担金で25億265万5,000円となります。歳入決算額に占める割合は56.82%になります。負担金につきましては、組合を構成する市町から、組合規約に定められました負担区分に従いまして、年3回に分けて納めていただいているものでございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。第6目特別負担金でございます。まず、クリーンセンター建設に伴います起債償還額に対する普通交付税算入部分を、秩父市を通じまして国に申請していただき、秩父市に入った地方交付税を組合の特別負担金の名目で納めていただいたものでございます。これらの清掃費分の特別負担金は、備考の6,831万3,000円となっております。このほかにちちぶ定住自立圏共生ビジョンによる特別負担金2,446万4,000円、影森分署庁舎解体工事に伴う秩父市負担金を組合の特別負担金の名目で納めていただいた703万1,000円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料は2億6,239万5,000円となります。なお、廃棄物処理手数料には収入未済額が284万9,000円生じております。平成22年度分は有料指定ごみ袋の販売を委託しておりました指定店が破産したことにより納入されなかったものが1件、及び平成25年度分は持ち込みごみの料金を後払い契約していた業者が破産したことにより納入されなかったものが1件となっております。このうち平成22年度分につきましては、本年10月に不納欠損処分を行いました。

同じく16ページ下段の第3款国庫支出金は2億9,309万7,000円となっております。前年度と比較して3億9,293万3,000円の減額となっております。障害程度区分認定等事業費補助金、循環型社会形成推進交付金及び消防国庫補助金から成っておりますが、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に対する循環型社会形成推進交付金の減額が減額の大きな要因になってございます。消防費国庫補助金は、消防署西分署庁舎建設に伴う森林整備加速化・林業再生事業補助金4,700万円でございます。

次の第4款財産収入は715万8,000円となっております。続きまして、19ページ備考の中段をごらんください。基幹的設備改良工事に伴い発生した鉄スクラップの売払収入が343万4,000円あったため、前年度と比較して264万7,000円の増額となっております。

次に、第5款繰入金は3億4,095万4,000円で、公共施設整備基金からの繰入金となっております。

続いて、第6款繰越金は2億6,881万円で、平成25年度からの繰越金となっております。

その下の第7款諸収入は1億431万6,000円でございます。2項雑入1億388万1,000円のうち有価物売却代は、合計で7,186万円でございます。

続きまして、21ページ、備考中段にありますクリーンセンター売電収入は2,739万9,000円となっております。秩父クリーンセンターの発電実績に関しましては、平成26年8月から平成27年3月のうち計227日発電設備を運転し、合計で633万9,550キロワットを発電いたしました。そのうち署内使用電力量や試験送電を行った期間を除いたものが売電収入となっております。

次の第8款組合債は6億2,500万円でございます。前年度と比較して3億1,670万円の減額となっております。主な要因としましては、ごみ処理施設整備事業債の借入額の減少によるものでございます。

その下の第9款県支出金は、地域生活支援事業費補助金12万5,000円となっております。

歳入の合計は、予算現額43億8,781万5,000円、調定額44億736万1,000円に対し、収入済額は44億451万2,000円となり、収入未済額は284万9,000円となります。

次に、歳出に移ります。22、23ページをお開きください。数字は、支出済額で説明申し上げます。

第1款議会費は247万5,000円でございます。議員報酬及び定例会3回、臨時会3回の開催経費及び先進地行政視察に係る調査旅費などが主なものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億489万円でございます。このうち職員11名分の給料、職員手当等、共済費及び臨時職員1名分に係る人件費は、合計で9,169万

5,000円となっております。なお、平成26年度より本格的な高齢社会を迎える中で、公的年金の支給年齢の引き上げを踏まえ、雇用と年金との連携を図るとともに、職員が長年培った知識、経験、能力などを有効に発揮できるよう、再任用制度によりフルタイム勤務職員1名を秩父斎場に、短時間勤務職員3名を消防本部にそれぞれ配置しました。

次に、24、25ページをお開きください。中段の第2項監査委員費の16万3,000円は、毎月の例月出納検査、決算審査、定例監査を実施していただいた監査委員への報酬でございます。

次の第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は6,163万4,000円で、介護認定審査会業務に係る経費でございます。第1節報酬は1,342万1,000円で、審査会委員50名のうち公務員3名を除きました47人分の審査会研修会を併せまして審査日数229日、延べ人数1,029人分の報酬でございます。給料、職員手当等、共済費は、職員4名分の人件費で、合計で3,470万8,000円でございます。

続きまして、26、27ページをお開きください。第2目自立支援審査会費は1,132万5,000円で、審査会委員報酬及び職員1名分の人件費等でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は1,773万3,000円で、圏域住民など6,377人分の撮影業務委託料や読影業務委託料が主なものでございます。

第2目循環器検診費は720万2,000円で、圏域内市町の小中学生を対象とした心臓検診業務などに係る経費でございます。

第3目救急医療施設費は5,501万1,000円でございます。第13節委託料は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものとなっております。第19節負担金、補助及び交付金は、二次救急における病院群輪番制の3病院の運営助成としての補助金でございます。

第4目斎場費は2億4,701万9,000円でございます。このうち斎場建設事務担当職員2名分、斎場業務担当職員3名分、再任用職員1名分及び嘱託職員2名分、そして新火葬場建設検討委員会委員1名分に係る人件費は、合計で5,679万5,000円でございます。

次に28、29ページをお開きください。中段の第13節委託料は5,985万8,000円でございます。新火葬場建築設計業務委託料の完成後払金5,732万9,000円が主なものでございます。

続きまして、第19節負担金、補助及び交付金は1,943万2,000円で、国道140号からの進入路である市道中央79号線の改築工事負担金として、秩父市へ1,882万2,000円の交付を行いました。

次の第22節補償、補填及び賠償金は8,458万6,000円で、平成27年3月に完了しました秩父市営馬場移転事業に係る実費分の補償金でございます。なお、翌年度繰り越しについてでございますが、委託料及び工事請負費の翌年度繰越36万円及び1,914万9,000円は、直接工事費に係る出来高が発生しなかったことによるものでございます。

次に、30、31ページをお開きください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は6,125万1,000円でございます。第13節委託料のうち廃棄物処理手数料収納委託料2,032万2,000円は、指定ごみ袋の販売

店に対する委託料で、額面金額の13%を支払ったものでございます。

第2目クリーンセンター費は11億210万8,000円となっております。このうち職員6名分及び嘱託員2名分に係る人件費は、合計で6,141万3,000円でございます。秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事でございますが、3カ年継続事業の最終年度を迎え、引き続き現有施設の延命化対策工事及び発電の開始に向けた工事を実施しました。発電設備に関しましては、平成26年7月30日より試運転を開始し、10月17日付で国より再生可能エネルギー発電設備の認定を受けました。その後、直ちに電力会社と電力需給契約を締結し、11月4日より余剰電力の売電を開始しました。また、改良工事は作業完了後、引き渡し性能試験等を経て、平成27年3月29日に引き渡しを受けました。

下段にございます第13節委託料は3億6,886万9,000円でございます。32、33ページも続いてごらんください。主にごみ焼却施設運転管理業務及び各種機器点検整備業務に要する委託料でございます。下段の第15節工事請負費は5億4,996万1,000円でございます。秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の完成後払分5億4,267万6,000円が主なものでございます。

次に、34、35ページをごらんください。第3目環境衛生センター費は1億4,452万2,000円でございます。人件費は、職員4名分合計で3,314万4,000円でございます。こちらは秩父クリーンセンターにも関連いたしますが、昨年2月14日から翌日にかけて降り続いた記録的な豪雪により、被害を受けた一般家庭で倒壊した家屋、小屋、車庫などの一部や農業用ビニールハウスのビニール類を平成25年度に引き続き受け入れました。下段の第13節委託料は9,323万6,000円となっております。

36、37ページも続いてごらんください。秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、埋め立て量を極力少なくするとともに、資源の再利用を図るべく、処理委託をしております。備考欄上段の廃棄物の受け入れ管理及び資源化業務委託料は8,214万円が主なものとなっております。

中段の第4目廃棄物収集費は1億8,792万円でございます。収集業務は、合併前の旧秩父市分と旧町村分に分けて業務委託をしております。なお、平成26年4月1日から一般家庭で排出される使用済み小型家電製品等につきましては、有料指定ごみ袋での排出方法から透明または半透明のポリ袋で不燃ごみ収集日に無料で出せるように変更しました。また、廃蛍光管40ワット直管につきましても、紙、布類の収集日に出せるように追加しました。

次に、第5款消防費は19億7,197万9,000円となっております。このうち人件費は、職員168名分合計で12億2,940万3,000円で、消防費の62.3%を占めております。西分署庁舎は、平成27年3月に運用開始となり、分署統廃合計画は無事完了いたしました。消防救急デジタル無線設備に関しましては、平成28年6月からの切りかえに向け、試験運用を開始しているところであります。

続きまして、38、39ページをお開きください。第13節委託料は3,682万8,000円でございます。主なものとしましては、西分署建設工事監理業務委託料756万8,000円、続きまして41ページ、備考上段の消防緊急通信指令施設保守業務委託料1,047万6,000円がございます。

次に、第15節工事請負費は5億2,547万3,000円で、西分署庁舎建設工事3億2,830万円、消防救

急デジタル無線設備整備工事 1 億7,325万円が主なものでございます。第18節備品購入費は7,643万円で、主に消防ポンプ車及びちちぶ定住自立圏共生ビジョンによる高規格救急自動車の購入費用でございます。

続きまして、42、43ページをお開きください。第6款公債費は1億3,509万円となっております。

その下の第7款諸支出金は585万9,000円でございます。既存の公共施設整備基金の利子及び事業費確定に伴う基金充当不用額を同基金に積み立てたものとなっております。

第8款予備費は支出がございません。

歳出合計で41億1,602万5,000円でございます。

以上で決算概要の説明を終了いたしますが、この決算につきましては組合監査委員の審査を8月27日、28日に受けており、決算審査意見書をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

5番、山中議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。何点か確認と教えていただきたいと思ひまして、質問させていただきます。

まず、17ページの中段にあります先ほども説明がありました特別収集定額分ということで、これについては本年10月に、これは時効が来たのでなくなったというのか確認します。これについては、後でまたつながることがありますので。

それから、21ページのクリーンセンター売電収入、これ聞くと本当に効率がよさそうで大変ヒットな施策でございます。これに関連して、支出のほうでクリーンセンター費の中に電気代だと思ふのです。4,000万円という数字が入っているのですけれども、これらの関係で、これはこの発電された前の電気料なのか確認させていただきます。

それから、ページ29、33、41と、新火葬場建設あるいはまた違う業務委託料の中で、完成後払分というのですか、よくわからないのです。これが入った決算なのかどうか。また、これは後で払うのか、この辺がちょっと理解ができませんので、教えていただきたいと思ひます。

それから、延命化措置ということを見ると、33ページの1号炉、2号炉の共通設備の法定点検とかということがあって、非常に高い委託料が1号炉、2号炉とも支払われているわけです。それから、下段のほうに来て焼却灰あるいはばいじんについて再資源化を図る意味での業務委託料ということで、大きな委託料となっておりますけれども、これらの詳細には言いませんが、メインな部分でよかったですら若干の説明をお願いしたいと思ひます。

その点をお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

森下今朝八郎業務課長 1点目の不納欠損の起算日についてお答えします。

消滅時効の起算日というのは、支払い期限のあるものについてはその支払い期限の日となる関係で、5年間が本年の9月に訪れましたので、不納欠損の手続を取らせていただきました。

以上です。

議長（小菅高信議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 ただいま山中議員さんのほうからご質問のありました秩父クリーンセンターの売電の収入と支出の関係ということでございますけれども、売電の収入につきましては平成26年8月より発電を開始しておりまして、このうち11月から3月までの売電収入の金額ということになっております。平成26年の4月から7月までにつきましては、発電がまだできていないということでございますので、東京電力より電力を調達した分の金額ということでございます。その内訳でございますが、発電開始前の4月から7月分につきましては、電気料金が2,635万1,907円でございます。発電開始後、これは発電が開始されて所内の電力を賄いまして売電もされているという状況でございますけれども、こちらにつきましては電気料金には基本料金がかかっております。基本料金と、あとは施設の定期点検や整備等している場合に施設を停止するわけでございますけれども、焼却炉が運転できなければ当然発電設備も運転できないこととなりまして、その間に電力を調達している部分が金額にいたしますと1,256万9,073円ということでございます。

続きまして、先ほどご質問ありました委託料の部分です。クリーンセンターの……

（「ページ数言って」と言う人あり）

野澤好博クリーンセンター所長 はい。ページ数が33ページでございます。33ページの1号炉及び共通設備法定点検整備並びに2号炉の本体設備の法定点検整備の委託料でございます。こちらにつきましてはクリーンセンターの主要設備でありますボイラー、焼却炉本体につきましては法律で定められた検査がございます。これによる点検整備を毎年必ずやらなければいけないというようなこともございまして、実施しているものです。また、廃棄物処理法によります焼却炉の適正な維持管理が必要な部分もございまして、整備を実施しているということでございます。これによって、金額が非常に高額なものとなっております。

次に、同じ33ページでございます焼却灰の再資源化及びばいじん等の再資源化業務でございます。こちらにつきましては組合で所有しております秩父環境センターの最終処分場の延命化を図ることが一番の目的でございまして、これにより再資源化を行うということでございます。焼却灰の再資源化業務につきましては、埼玉県の寄居町にございますツネイシカムテックス埼玉株式会社へ処理を委託しておりまして、こちらで処理された量が26年度につきましては2,207.12トン、金額

につきましてはトン当たりの処理単価で2万6,352円でございます。処理委託料の合計金額は5,816万1,910円となっております。

続きまして、ばいじんの処理につきましては、太平洋セメント株式会社熊谷工場へ処理を委託しております。これは埼玉県を通じまして広域処理ということでなされているものでございまして、こちらにつきましては処理量が799.34トン、単価につきましては7万1,820円となっております。これがばいじんの処理でございまして、このばいじんのほかに焼却灰の一部を処理を併せて行っております。これらにつきましては処理量が115.19トン、単価が2万8,080円ということでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 事務局次長。

（平沼邦夫事務局次長兼会計課長登壇）

**平沼邦夫事務局次長兼会計課長** 山中議員の完成後払いですか、こちら39、41と数カ所にわたって備考欄に説明がある件でございます。こちらにつきましては、主に数年にわたって大工事等で継続事業等を行う工事についての場合が多いのでございますが、いずれにしましても契約の時点で、完成後に一遍に支払うと業者のほうが大変ですので、数回にわたって前払いとか部分払いとか行います。そういった関係で、精算時に支払ったものをこういった表現で表記させていただいております。

よろしく願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 5番、山中議員。

**5番（山中 進議員）** 各項目にわたって、よくわかりました。ありがとうございました。

不納欠損ということは、要するに業者が倒産したというこの意見書にも書いてあって、やむを得ないということでは済まさない問題ですね、今後ないとも限らないわけですから、そういったときのやはりきちっとその対応が望まれると思います。

それから、売電収入については本当にヒットというか、やっぱり利用してできるというのは非常にいいことだと思います。これからが楽しみだということで、見守っていきたいと思っております。

わかりました。完成後払い分というのは、1期、2期ということで年度をまたいでやる工事だと思うのです。そのときの事業を始めたときの支払い分、また中間の支払い分で完成後と、そんな形でのあれなのですね。後払いというから、全部終わってから払ったのかということがあったものですから、確認させていただきました。

それから、炉のほうはわかりました。

しかし、解せないのは、ばいじんについてセメントさんに7万8,000円も、高い処理費を払って処理してもらっていると、これ第一セメント跡地なんかでもやはり秩父市がどれだけセメント工場に対してやってきたかということを考えると、どうも裏切られた思いです。そういう意味からすると、やはりこういう、ましてや広域的な処理をしているのであれば、やはり次に寄居の県の処分場

でやっている値段ぐらいに落としてもよろしいのではないかと思うのです。そういった意味では、やはりセメントさんのおかげでよかったこともあるでしょうけれども、今となってはやはりセメントさんが残していったものが余りにも痛手も大きいということからすると、この辺はやはり県を通してでもいいですけれども、広域処理されるということもいいのですけれども、広域できちっとやっぱりトン当たりの処理量についてもやはりこれは考えていただいてももらいたいと思います。特にこうした取り組みについて、もし何かありましたら答弁をお願いします。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 不納欠損に関しましては、私も大変残念だったというふうに思います。報告受けたときに、たまたまあのとき景気が非常に悪いときで、その会社が雪だるま式に悪くなっていったということで、こういう結果になってしまったと、今後そうならないように、よく注意して見ていきますので、どうかそのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

また、セメントの処理代が高いということなのですが、私も市議会議員のときに、ちょっとこの辺調べたことがあったのです。それをちょっと記憶ながら、記憶の範囲でお話をさせていただきますと、セメントの処理に関しては粉の部分の飛灰というのが、その処理が非常に高価なものだということ、だから、寄居に持っているのとちょっと違うというところでご理解いただきたいのです。飛灰はかなり毒性が高いというところで、それをセメントのほうの技術で処理していただいているという事実がありますので、そういうふうな値段が高いというふうになっています。私セメントに関しましては考え方がいろいろあるのかというふうに思いますけれども、秩父地域に対する恩恵というのは、もう莫大なものがございまして、これが議員さんとの考え方の違いかもわかりませんが、できるだけセメントさんのほうにはいろいろこうできる範囲のことを行いながら、そして向こうもできる範囲のことをやっていきながら、お互いにウイン・ウインの関係でこれからもやっていきたいというふうに思っておりますので、どうかそのようにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 他に質疑をなさる方ございますか。

1番、浅海議員。

**1番（浅海 忠議員）** 1番、浅海です。主要な施策の成果報告書の中の45ページ、消防の関係で予防課のところ、ちょっと確認と質問をしたいのですけれども、一番上段なのですけれども、消防法令適合通知書交付制度ということで、いわゆる旅館、ホテル等の防火対象物に対しての交付基準に適合している建物に対して適合書を交付しましたと、それが秩父圏域全体で62件対象物がある中で32件が交付しているということは、30件がいわゆる適合していない建物なのかどうなのか、秩父は観光でこれからやっていくのだというときに、旅館さんやホテルがきちんとしたそういった適合を受けていないような施設があるとすれば、これは秩父のイメージとして大変悪いので、どのよう

なのか、その状況についてお伺いしたいと思います。

**議長（小菅高信議員）** 予防課長。

（大澤保夫専門員兼予防課長登壇）

**大澤保夫専門員兼予防課長** 1番、浅海議員の質問にお答えします。

消防法令適合通知書の交付状況についてですが、合計で対象物が62件ありまして、32件の交付となっております。パーセンテージでは約52%となっております。消防法令適合につきましては、旅館、ホテル等の不特定多数の者を収容する対象物であります。実際に62件を対象に毎年やっております、不備、欠陥が実際に30件あったということでございます。その内容につきましては、いろいろありますが、中にはソフト面、防火管理者が不選任だとか、消防計画に基づきまして訓練が未実施等があります。なるべく消防としましても交付ができますよう、これから努力して62件できまよう頑張って指導していきたいと思っております。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 1番、浅海議員。

**1番（浅海 忠議員）** 課長にはありがとうございました。

この中で特に30件のうち、約半数が当然数の多い秩父市ということで、これは管理者についても先ほど私が申し上げましたように、観光面とか、そういった面では大変マイナスイメージになりますし、ましてまた万一そういった事故が起きたときに、どうしてそういった対応しなかったのだということになりかねますので、今後指導を徹底していただいて、やはり交付が受けられなかった施設はその年度にまた改善していただくような形、またできなければ早急にやっていただくような形の指導をしていただくような指導を管理者のほうからぜひよろしくお願い致します。管理者、その点についてはいかがでしょうか。

**議長（小菅高信議員）** 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

**久喜邦康管理者** 秩父市は、セーフコミュニティの認証取得されていますので、そういう意味で今回の認証を契機に、旅館業組合に強く言ってまいります。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑ございますか。

4番、落合議員。

**4番（落合芳樹議員）** 4番、落合でございます。私も主要な施策の成果報告書の中から18ページ、斎場の関係なのですが、その中で霊柩車業務、これは18、19ページ見ますと、平成21年度からずっと右肩上がりです。26年度は473件、これは火葬件数に対する利用率が30.6%というふうに書いてありますけれども、この霊柩車、広域市町村圏組合で今1台あって、今後新しい火葬場になるときに検討項目になっていたような気がして、まだ議会のほうに新しい車を購入するかどうか、たしか報告がなかったような気がするのですけれども、もしそのことがわかっておりましたら教えていただい

て、それからもし決まっていなかったら、このように右肩上がりで上がっていますから、どうしてもやっぱり広域のほうで私は……これは自分の意見言っただけではないのですね、こういう状況だそうですので、お考えをお聞かせください。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 落合議員のご質問にお答えいたします。

霊柩車につきましては、ご案内のように非常に件数がふえております。そういった中で、新火葬場につきましても霊柩車の導入、運用を行うということで考えておきまして、先般の理事会におきまして、それではその霊柩車、更新したらどうかというご協議をいただきまして、できますれば来年度、新年度予算で霊柩車を購入いたしまして新しい霊柩車で新しい火葬場のほうで運行をしていきたいというふうに思っているところでございます。

**議長（小菅高信議員）** 4番、落合議員。

**4番（落合芳樹議員）** 了解いたしました。新しい霊柩車を購入の方向で、今度の定例会には予算として上がってくるそうですので、いいことだと思っております。

次に、18ページのほうの表がありますけれども、火葬、それから霊柩車、2つの表があって圏域外というのがあるのですけれども、これ圏域外の中に秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町があって、それで合計で64件、霊柩車にも圏域外があって、まずはだから火葬のほうの圏域外、これはどういう意味というか、どういうふうなことになっているのか。それで、霊柩車というのは私の考えだと圏域外というのは秩父広域市町村圏組合の霊柩車を使って圏域外に行ったのか、だけれどもちょっとそれもおかしいかというような気がするのです、その辺について教えてください。

**議長（小菅高信議員）** 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

**森下今朝八郎業務課長** 落合議員のご質問にお答えします。

圏域というのは、この秩父広域市町村圏組合の圏域内でございまして、それ以外の地域からの人を指します。その亡くなった方の住所がこの圏域の外、申請者の方の住所ではございません。亡くなった方の住所が秩父圏域外か中かを問うています。申請者は、多いのが圏域外64件なのですけれども、申請人は圏域内という件数が15件あります。死亡地が圏域内というのが18件あります。本籍が圏域内という人が7件ありますので、まるっきり縁がない、本当の外の人というのは余りおりません。

それから、霊柩車も圏域外でカウントしている数は圏域外に行っております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 4番、落合議員。

**4番（落合芳樹議員）** 3回目の質問になりますので最後になりますが、最初のほうはわかったので

すけれども、この霊柩車の依頼した人あるいは亡くなられた人が秩父の人でなく、それで秩父の火葬場を使って霊柩車を使った、そういうことですね、今の説明ちょっと違うようなのですけれども、その確認と、それからあと圏域外の人というのは料金が違って来るわけですね、その確認で最後の質問といたします。

**議長（小菅高信議員）** 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

**森下今朝八郎業務課長** 申しわけありません。圏域外に行っていますと今言ってしまったのですけれども、行っておりません。訂正いたします。

（「料金は違うのですでしたか」と言う人あり）

**森下今朝八郎業務課長** 霊柩車の料金、火葬ですか。

（「両方」と言う人あり）

**森下今朝八郎業務課長** 火葬が、圏域内の大人ですと4,500円です。圏域外の方は、大人で8,000円です。霊柩車は、圏域内ですと5,150円、圏域外が今1万300円です。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑ございますか。

13番、岩田議員。

**13番（岩田 務議員）** 13番、岩田でございます。広域の議会の決算は初めてなので、毎年このような感じなのかもしれませんが、3点ほど質問させていただきたいと思います。

決算書の11ページで、主に不用額のあたりなのですが、多いものはやっぱり衛生費、消防費、予備費が多いのかと思いますが、もちろん職員の努力で節減できているものもあると思いますけれども、余りにも多いのは積算力が甘いのではないかと、あと多く余らせるなら手数料とか税金を安くすればなんていう話も聞くこともございます。しかしながら、不用額を出さないようにするための使い切り予算を行わないで、翌年度に持ち越すことも多いと思いますけれども、特に多いこの予備費については翌年度の繰越額とは別に、何か来年度以降の事業のために残しているとかという理由があるのかが1点。

そして、もしも毎年同じような金額を予備費として出しているのであれば、これをもう少し公債費に充てるなどという考えはないのかが2点。

併せて3点目で、組合債の現在高がちょっとどこに書いてあるのかわからなかったのも、これが幾らになるのかを質問させていただきます。

**議長（小菅高信議員）** 管理課長。

（富田豊彦管理課長登壇）

**富田豊彦管理課長** 岩田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点、不用額が多いということですが、積算が甘いのではないかとというようなご指

摘もございました。予算編成の際には、組合のほうでは1円単位で積算するように指示を出してございます。査定の中でも正副管理者のほうに査定をしていただきまして、予算のほうを立てているというような状況の中で、入札等によって減額するような措置をとらせていただく中で、こういった不用額が生じていると、削減努力をする中で不用額が生じてきている部分があるというふうなことで1点、そこはご理解いただければありがたいということでございます。

それから、予備費でございます。予備費につきましては、翌年度の財源として充てさせていただいております。翌年度に繰り越された部分の予備費というか、翌年度にこれで繰り越しを行うと、補正の中でもさせていただくわけですけれども、その繰り越された金額、それらを翌年度の事業の財源として充てさせていただいているのが現状でございます。財源として充てることによりまして、市町の負担金が若干少なくなるというような効果も生まれておりますけれども、この辺につきましてもここ数年間は精査をして、なるべく繰越金が多くならないようにというような形で現在措置をしております。今後繰越金がだんだん減っていくような形で考えてまいっているところでございますので、この予備費についても総額はだんだん減っていくような形になってくるのではないかとこのように考えております。

それから、組合債の状況でございます。これちょっとお待ちいただければと思うのですが……平成26年度決算に伴います組合債の未償還額でございます。清掃債、消防債がそれぞれありますけれども、トータルで金額を申し上げますと、元金のほうが20億5,972万3,297円、これに対します利子が9,431万6,269円、合計いたしますと21億5,383万9,566円というような状況でございます。これお手元の資料のほうに載っていないで申しわけないのですが、私のほうの手元でご説明をさせていただきました。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑ございますか。

6番、高野議員。

**6番（高野 宏議員）** では、1つお聞きします。成果報告書の55ページの、これ救助発生件数の中で、その他の山岳救助というのが大変多いのですけれども、これこの人数的には例えば管内の方、また管外、秩父地域以外の方というのが人数がわかっているのでしょうか。また、これに関して今年も山岳救助車を購入したようですけれども、大変今や山のブームになっておりまして、事故が多いということで、今年になって50件近くも事故が起きているということも聞いたのですけれども、これについて大変秩父の広域でも持ち出しが多いのではないかと思います。このようにして助成とか、そういうのがあるのかどうかもお聞きしたいと思っております。それだけです。

**議長（小菅高信議員）** 警防課長。

（山口亮一警防課長登壇）

**山口亮一警防課長** 高野議員の質問についてお答えいたします。

山岳救助ですが、これ発生地でありまして、統計的には傷病者の居住地はとっておりませんので、わかりません。また、山岳救助車については、平成26年12月から運用を開始いたしまして、初出場が平成27年1月でございます。現在救助出場件数が93件であります。そのうちの山岳救助に出動しておりますのが31件です。山岳救助車を使用しての出場が現在31件出場しております。

以上でございます。

(「補助金があるかどうか」と言う人あり)

**山口亮一警防課長** 山岳救助車については補助金はありません。

**議長(小菅高信議員)** ほかに質疑なさる方ございますか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

5番、山中議員。反対の討論ですね。

(5番 山中 進議員登壇)

**5番(山中 進議員)** 反対です。5番、山中です。残念ながら、この発電の問題だとか、延命化処理して大分クリーンセンターあるいは今斎場もやっています。それから、クリーンセンターとか環境センター、消防署と、非常に限られた予算で、各市や町の本当に限られた予算の中でやっていたに大変感謝しております。残念ながら、先ほどの質問の中で出ましたけれども、やはり前議員の出浦議員の立場でいうと、この不納欠損額、これについてはやはり問題があると、そういった意味で今後このようなことがないような、やはり取り組みが求められるのではないかと。今回のこの決算で見ると、やはり延命化措置によってこれからも見ていかなければならないという1号炉や2号炉の共通設備についての法定点検については、これは許されます。これはやっぱりきちっと見ていかなければならない問題です。しかしながら、焼却灰、ばいじんについては、やはり交付金も絡んでいるということもあって、ばいじんについては特にやはりセメントに持っていかなければできないというような、そういうこともあるやもしれませんが、こうした公共でやっているものについては、やはりそれ相応の引き取り額というか委託料でやっていただくのが筋ではないだろうかということと併せると、私は27年度の予算は賛成しましたが、26年度については前議員の意思を継いで、やはり今指摘したようなことも指摘して反対とさせていただきます。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** ほかに討論をされる方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**議長（小菅高信議員）** 起立多数であります。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

**議長（小菅高信議員）** 再開いたします。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第10号 工事請負契約変更契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、新火葬場建設地に埋め立てられていました可燃性の家庭ごみなどがまじりました土砂の掘削撤去並びに地下水が建物の下に入らないようにする浸透トレンチ設置工事に係る追加工事に伴いまして、新火葬場建設工事請負契約を議会の議決を得まして変更したいため、提出をさせていただくものでございます。

変更に伴う請負代金につきましては、本年7月22日に開かれまして第2回定例会におきまして補正予算のご承認をいただきました。2,448万3,600円を増額したいものでございます。

変更後の工事請負金額につきましては、19億3,932万3,600円となるものでございます。

以上で議案第10号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** 火葬場の工事の計画につきましては、5月から9月にくい打ちと基礎工となっておりますが、ここで議案が出てきたわけでありますが、工事の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

**議長（小菅高信議員）** 業務課長。

（森下今朝八郎業務課長登壇）

**森下今朝八郎業務課長** 神田議員のご質問にお答えいたします。

現在工事はくい打ちが終わりまして、基礎工事が大体全て終わりまして、現在1階の柱と壁、それから2階の床、1階から見れば天井ですけれども、そのコンクリを打設するべく、今型枠を組んでいるところでございます。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** すると、この変更請負契約の議案前に工事が済んでいると、こういうことになるわけですが、契約というのはそもそも契約してから工事をやるというのが本来であり、そしてまたこの事業につきましては予算があって事業をやっているのですから、議会にかけなくても議案として内部の変更でいいというのであれば、この議会が何なのだと、もう終わってしまったものをこれから議案で可決する。これ整合性がないと思うのですが、何を根拠にこうした議案を出すのか、お伺いいたします。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 神田議員のご質問にお答え申し上げます。

この工事請負契約の変更でございますけれども、これにつきましては先ほど話しましたような家庭の可燃ごみの埋め立ての掘削撤去が大きな増加、追加工事の理由だったわけでございます。これにつきましては、5月の中旬に建設敷地全面にごみの埋め立てが発覚いたしまして、これを掘り出さないとかくい打ち工事ができないというようなことで、大変なことだということで協議をいたしまして、そういった中でその掘り出しをさせていただくということで、5月20日の日にも組合議会全員協議会のほうで議員の皆さんにもお話申し上げました。こういうことで非常に困っているので、ぜひ追加工事を認めてもらいたいということでお話をさせていただく中で、7月22日に積算が済みまして補正予算をお認めいただいたというようなことでございます。そういった中で、8月3日の日にはこの補正予算に基づきまして仮契約を請負業者と締結いたしまして、工事が進められたということでございます。確かにすぐ5月の時点で積算ができて補正が組めて、工事が着手する前に議会の皆さんに正式に補正予算をお認めいただいたり、変更契約の締結等もできればよかったですけれども、やはりこの工事、圏域中の皆さんが非常に待ち望んでいる施設でございます。

して、工期の遵守をやっていかななくてはならないというようなこともございまして、そういった意味でこういった手続を踏む中で、今工事が進められているということでございます。そういうことで、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

**議長（小菅高信議員）** よろしいですか。

（「議長、もう一回」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 15番、神田議員。

**15番（神田 武議員）** この事業は、住民が見てもいい事業で、計画どおりやってもらいたいと、それはそれで、だから何でもいいのだというのでは、これはまずいと思うのです。いいことなら議会があっても仕事が終わってしまって、それから議案等を出す、これ道理からいって、原理原則論からいって、おかしい議案だと思うのです。そうでなければ、予算があるのだから、議会へかけなくても予算の範囲内なら変更しても重大な箇所であれば構わないと思うのですが、だからこうして工事の終わったものを後から変更契約の議案を出すのはおかしくないのですかと、こういうことなのです。だから、おかしいのならおかしくて、後で今後こういうことがないようにしてもらえば別に何でもないので。

**議長（小菅高信議員）** 休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時08分

**議長（小菅高信議員）** 再開します。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 神田議員の再々質問のお答え申し上げますけれども、確かに手続的にはそういう段取りを踏んで議会のご承認をいただく中で事業執行を進めるのが当然筋だと思っております。今回非常に特例的な措置ということで、その手続若干おくれてしまったということは大変申しわけなかったと思っておりますので、今後こういうことがないように、ちゃんとしっかり手続を踏んで議会のご承認をいただく中で諸事業を進めていくという形にしていきたいというふうに思っております。

**議長（小菅高信議員）** 5番、山中議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。たびたび申しわけございません。今の答弁をお聞きしております、19億3,000万円の中に本来なら入るべきだけでも、5月の説明の折にはこういうものが出たので、改めてまた別口で予算をとって撤去したという記憶があるのですけれども、そのほか

にこの建屋をつくるときに併せてですか、建屋をつくるときに、こういったもので水の入らないように外側を回すとか、それから地中の障害物についてもやはりこの辺多少の撤去しなければならないこともあって、こういう形での請負代金の増加がこれだけあって、これを認めてくれということだと思うのですけれども、その辺がちょっと確認しようと思って、聞こうと思ったところなのですけれども、今の答弁でわかったのですけれども、その辺の前後がありますので、それらを含めて工事の総額の中でやるのかどうかということをお聞かせください。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 山中議員のご質問にお答え申し上げます。

これは新火葬場建設工事の請負契約の中で行う工事でございますが、先ほど話したような案件が出ましたので、そういった意味で増工事になってしまったということで、先般の7月22日の議会で補正予算をお願いをしたものでございまして、その変更契約の締結ということで今回お願いをしたということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

**議長（小菅高信議員）** そういうことでございますが。

**5番（山中 進議員）** わかりました。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑のある方。

10番、大野議員。

**10番（大野伸恵議員）** 済みません、初めてですので、ちょっと質問の仕方もわからないのですけれども、1点教えていただきたいと思っております。

この10号の議案なのですけれども、この決算報告書のほうにも書いてあるのですが、馬場の移転補償について秩父市と補償協議を進めということで、補償費を8,400万円払っております。その補償のときに昭和40年代のごみがここに埋まっているという状況については、秩父市さんとか広域のほうでは全然把握していなかったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、あと処理方法について、これどのように行ったかということです。この質問をいたしますのは、実は水道の広域のほうでこれから技術の伝承ということでこの広い広域の中の地域の水道を安全に行っていくということをお聞きしております。しかし、昭和40年代の埋め立てたものがわからなかったという事実ですと、とても危機感を感じたものですので、この質問をさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

**議長（小菅高信議員）** 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 大野議員のご質問にお答え申し上げます。

このごみにつきましては、昭和49年当時、私どもの組合のほうで運営をしておりました中村の焼

却場が可燃ごみの焼却場があったわけでございますけれども、そのときにちょっと処理しきれないごみを市営馬場だった場所、今の火葬場の建設場所でございますけれども、そこに埋め立て処分をしたということでございます。これにつきましては私ども当時組合におりませんでしたので、組合職員OBの方にヒアリングを行いまして、一部埋め立てをしたという情報はつかんでおりました。その後、ボーリング調査を実施したわけでございますけれども、4カ所掘りまして、そのうち1カ所でそういうごみがまざっているという情報はつかみました。他の3カ所についてはごみがなかったというか、たまたまなかったわけでございまして、全面的にちょっと埋まっているという状況がつかみ切れていなかったというのが現状でございます。そういうことで、非常に高額な追加工事の費用が発生してしまったということでございまして、確かに技術の伝承とか、そういうのはあるのですけれども、組合はプロパー職員が今おりますので、そういうことが今後はないとは思っておりますけれども、当時そういうような状況で、把握をして工事を施工したということでございました。

それから、掘削しましたごみを含んだ残土の関係でございますけれども、これにつきましては全量秩父環境衛生センターに運んでおります。ここでちょっと可燃ごみがまざったものを分別抽出いたしまして、きれいな土は覆土用の土としまして環境センターの埋め立て用として使用したいということでございまして、その辺は適正な処理方法であるというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（小菅高信議員）** ほかに質疑のある方ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（小菅高信議員）** 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（小菅高信議員）** 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第11号 秩父広域市町村圏組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正が行われまして、本年10月1日から施行されたことに伴いまして、秩父広域市町村圏組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するため、お願いするものでございます。

改正概要といたしましては、附則第4条で規定しております他の法令による給付との調整の表を改正された地方公務員災害補償施行令の規定に準じて改正するものでございまして、これは共済年金制度が厚生年金制度に統一されることにより、傷病補償年金または障害補償年金が同一事由により支給される場合の調整率を新たに規定するものでございます。

また、附則において、施行期日と経過措置を規定いたします。まず、第1項で条例の施行日を公布日とし、改正後の規定の適用を平成27年10月1日からとする規定をいたします。

次に、第2項で支給すべき事由の生じた時期による経過措置を、また第3項で改正前の国家公務員共済組合法または地方公務員共済組合法による職務加算額の受給権者が、同一の支給事由によりまして改正後の厚生年金保険法による障害共済年金もしくは遺族共済年金、国家公務員共済組合連合会または地方公務員共済組合が支給いたします年金である給付のうち、障害共済年金もしくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の附則第4条第1項の規定は適用しない経過措置を規定いたします。

また、第4項では、適用日から施行日までの間に、改正前の条例の規定により支給されました補償は、新条例による補償の内払いとみなす経過措置を規定いたします。

以上で議案第11号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略

することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小菅高信議員)** 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小菅高信議員)** 次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第12号の平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。この第1条にあるとおり、歳入歳出現計予算額39億6,897万3,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,331万7,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を40億8,229万円としたいものでございます。

歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第4款財産収入、第2目利子及び配当金を35万9,000円増額しまして、補正後の額を175万9,000円としたいものでございます。これは公共施設整備基金の利子がふえることから増額したいものでございます。

次に、第7款繰越金、第1目繰越金につきましては、1億1,271万2,000円を増額補正いたしまして、補正後の額を2億6,271万2,000円としたいものでございます。これは平成26年度の決算剰余金から平成27年度当初予算の繰越金計上額1億5,000万円を差し引いた金額でございます。

歳入合計で1億1,331万7,000円の増額補正になります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出でございます。第2款の総務費、第1目一般管理費につきましても、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費242万円を増額補正いたしまして、補正後の額を1億1,102万9,000円としたいものでございます。本年度の職員配置に基づく人件費の補正をしたいものでございまして、この後ご説明申し上げます各費目の人件費補正を合わせますと、給料総額で53万1,000円の増額、職員手当等を総額で97万8,000円減額、そして共済費を総額で73万8,000円減額し、人件費総額で118万5,000円を減額したいものでございます。

第3款の民生費、第1目介護認定審査会費につきましても、人件費484万円を減額補正し、補正後の額を5,512万4,000円に、第2目自立支援審査会費は、人件費24万8,000円を増額補正し、補正後の額を1,166万9,000円にしたいものでございます。

次に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましても、574万4,000円増額補正をいたしまして、補正後の額を11億6,260万6,000円としたいものでございます。これは報酬を180万9,000円減額し、人件費を755万3,000円増額したいものでございます。当初予算では、職員にかえまして嘱託員の配置を予定しておりましたが、職員を配置したことによりものでございます。

12、13ページをお開きください。第4款の衛生費、第2目クリーンセンター費につきましても、人件費を1,085万1,000円減額補正し、補正後の額を5億5,361万8,000円に、第3目環境衛生センター費につきましても、人件費を666万9,000円増額補正し、補正後の額を1億6,281万1,000円としたいものでございます。

次に、第5款消防費、第1目常備消防費につきましても、129万5,000円減額補正し、補正後の額を13億7,984万8,000円としたいものでございます。人件費の238万4,000円の減額のほか、本部庁舎及び原谷分駐所の設備修理費といたしまして修繕料を108万9,000円増額したいものでございます。

最後に、14、15ページをお開きください。第7款諸支出金、第1目公共施設整備基金費につきましても、64万9,000円増額補正し、補正後の額を204万9,000円としたいものでございます。公共施設整備基金利子の増額分と平成26年度事業費精算に伴う繰入金の残金を合わせて積み立てたいものでございます。

第8款予備費、第1目予備費につきましても、1億1,457万3,000円増額補正いたしまして、補正後の額を1億4,457万3,000円としたいものでございます。

歳出合計で、歳入合計と同額の1億1,331万7,000円の増額補正となります。

以上で議案第12号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

**議長(小菅高信議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小菅高信議員)** 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(小菅高信議員)** 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

**久喜邦康管理者** 人事案件ですので、私のほうから説明させていただきます。

議案第13号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてでございます。本組合監査委員であります木村健一さんにつきましては、本年11月30日で任期が満了となるため、その後任として新たに町田靖夫さんを議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

町田靖夫さんにつきましては、秩父市野坂町1丁目11番1号にお住まいで、昭和28年3月6日にお生まれの満62歳でございます。昭和57年に税理士登録、平成6年に町田靖夫税理士事務所を開設し、平成17年5月24日から平成21年5月23日まで、秩父市代表監査委員を務めていただきました。地方自治法に規定する人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者に私は合致すると思っております。ですから、今回提案させていただいた次第でございます。

委員の任期は本年12月1日から4年間となります。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

す。

以上です。

**議長（小菅高信議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（小菅高信議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（小菅高信議員）** 総員起立であります。

よって、議案第13号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（小菅高信議員）** 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時31分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年11月19日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 木 村 隆 彦

署名議員 落 合 芳 樹

署名議員 山 中 進